

新設届出に係る今後のスケジュールについて

1 審議会への諮問に対する答申

審議会の意見を集約のうえ、会長から福島県商工労働部長に答申。
(詳細は調整のうえ決定)

2 県の意見等を届出者に通知【第 14 条第 1 項】

答申も踏まえて県の意見等を検討し、届出者に通知。
(令和 8 年 6 月 25 日まで)

※ 届出日から 7 月以内かつ市町村等の意見の公告日から 3 月以内

○ 県の意見等を公告・縦覧【第 14 条第 3 項】

(公告の日から 1 か月間)

⇒ 「意見あり」の場合は、次の 3、4 の対応あり。

⇒ 「意見なし」の場合は、手続終了

3 届出者からの県意見に対する対応報告【第 14 条第 4 項】

※ 報告のあった日から 2 か月間、新設に係る工事の着手制限【第 16 条第 1 項第 1 号】

○ 届出者からの県意見に対する対応報告の概要を公告・縦覧【第 14 条第 5 項】

(公告の日から 1 か月間)

4 県意見に対する対応報告への対応

○ 対応報告の内容の検討

(対応報告を受けた日から 2 か月以内)

⇒ 県の意見を反映していると認められる場合は、手続終了

⇒ 県の意見を反映せず、著しい支障を及ぼす恐れがあると認められる場合は、
勧告・公表も可能【第 15 条第 1 項】

※ 勧告しようとするときは、あらかじめ、商業まちづくり審議会の意見を聴取
【第 15 条第 2 項】

※ 勧告したときは、その旨を公告【第 15 条第 3 項】